

第3次食育推進計画 「ぐんま食育こころプラン」 がスタートします！



生涯にわたり
食育の実践を
つづけましょう！

計画の基本的事項

1. 策定の趣旨

■県民一人ひとりが生涯にわたって、食を考える習慣を身につけ、食を大切にする心を持ち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育むことができるよう、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

計画体系

「第15次群馬県総合計画」を最上位計画とし、健康分野の最上位計画である「群馬県健康増進計画(元気県ぐんま21)」及び食品衛生分野の最上位計画である「群馬県食品安全基本計画」の個別基本計画として位置づけています。

法的関係

食育基本法第17条第1項で規定する都道府県食育推進計画です。

県民視点

食育は、家庭、学校、職域、地域等において推進されることが求められているが、その実践にあたっては、県民一人ひとりの共感と自発的意思に基づくことが必要であり、県民視点を大切にした計画です。

3. 計画期間

■平成28年度から平成31年度の4か年

4. 策定の方針

PDCAに基づいて策定

第2次計画の成果と評価、県民の健康や食をめぐる現状や諸問題を踏まえ、PDCAに基づいて策定しました。

取り組むべき課題を重視した施策展開の基本方針を定めました。

県と市町村との役割分担・支援

県民が生涯にわたり食育の実践をつづけるため、県と市町村が役割を分担して推進します。また、県民により身近な食育の実践の場である市町村における食育推進を支援する計画とします。

